



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 告示

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（若草町自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1962
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（青葉台自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1962
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（神明ハイツ自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1963
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（赤坂・坂ノ下自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1964
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（上津台1丁目自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1964
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（二ツ屋自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1965
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（北五葉4丁目小松すずらん台自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1966
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（有馬口荘園自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1966
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（中野自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1967
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（幸陽町自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 1968
- ▽道路法による道路の区域変更（市道 垂水里386号線）  
 [建設局道路管理課] 1968
- ▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例第18条第7項の規定による里づくり計画の変更の認定（野中里づくり協議会）  
 [経済観光局農政計画課] 1969
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局西建設事務所] 1969

- ▽神戸市中央卸売市場東部市場の青果物仲卸業者の使用に係る使用料等の収納事務等の委託  
 [経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場] 1970
- ▽神戸市中央卸売市場東部市場の水産物仲卸業者の使用に係る使用料等の収納事務の委託  
 [経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場] 1970
- ▽事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務の委託  
 [環境局事業系廃棄物対策課] 1971
- ▽利用料金の承認（神戸文化ホール）  
 [文化スポーツ局文化交流課] 1974
- ▽生活保護法による医療機関の指定  
 [福祉局保護課] 1980
- ▽生活保護法による指定医療機関の名称の変更  
 [福祉局保護課] 1982
- ▽生活保護法による指定医療機関の事業の廃止  
 [福祉局保護課] 1982
- ▽生活保護法による施術者の指定  
 [福祉局保護課] 1983
- ▽生活保護法による指定施術者の事業の廃止  
 [福祉局保護課] 1984
- ▽生活保護法による介護機関の指定  
 [福祉局保護課] 1984
- ▽生活保護法による指定介護機関の名称の変更  
 [福祉局保護課] 1985
- ▽生活保護法による指定介護機関の事業の廃止  
 [福祉局保護課] 1987
- ▽指定代理納付者の指定（株式会社ジャックスほか）  
 [企画調整局デジタル戦略部] 1989
- ▽神戸市立博物館における観覧料の収納事務の委託  
 [企画調整局デジタル戦略部] 1990

## 公 告

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（神戸アートビレッジセンター受変電設備改修工事）  
 [行財政局契約監理課] 1990
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（ポートタワー連絡ブリッジ取り壊し工事）  
 [行財政局契約監理課] 1992
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西落合小学校こどもひろば整備工事）  
 [行財政局契約監理課] 1995

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（押部谷小学校受変電設備更新工事）  
[行財政局契約監理課] 1997
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（宮本小学校受変電設備更新工事）  
[行財政局契約監理課] 1999
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（六甲アイランド高等学校自動火災報知設備改修工事） [行財政局契約監理課] 2002
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（高羽小学校校舎棟増築他機械設備工事） [行財政局契約監理課] 2004
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（丸山2号線下法面防災対策工事）  
[行財政局契約監理課] 2006
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（地蔵橋補修工事）  
[行財政局契約監理課] 2009
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（名谷環状線段差解消工事その7）  
[行財政局契約監理課] 2011
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（税関前歩道橋架替工事）  
[行財政局契約監理課] 2013
- ▽王子動物園及び王子公園駐車場の供用休止  
[建設局王子動物園] 2014
- ▽農用地利用集積計画の決定（一般）  
[農業委員会事務局] 2014
- ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付）  
[農業委員会事務局] 2019
- ▽都市公園の区域変更（六番町公園）  
[建設局公園部管理課] 2021
- ▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（後期高齢者医療システムアプリケーション保守業務） [福祉局国保年金医療課] 2022
- ▽都市公園の設置（滝ヶ鼻公園ほか）  
[建設局公園部管理課] 2023
- ▽都市公園の設置（香雪ノ杜ほか）  
[建設局公園部管理課] 2023
- ▽都市公園の区域変更（雨ノ神公園）  
[建設局公園部管理課] 2023
- ▽開発行為に関する工事の完了（西区見津が丘7丁目） [都市局指導課] 2024
- ▽開発行為に関する工事の完了（須磨区弥栄台4丁目） [都市局指導課] 2024
- ▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（福祉医療システム運用保守業務一式）  
[こども家庭局こども未来課] 2025
- ▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（福祉医療システム機器更新に伴うシステム改修業務一式）  
[こども家庭局こども未来課] 2025

- ▽開発行為に関する工事の完了（長田区上池田三丁目） [都市局指導課] 2025
- ▽開発行為に関する工事の完了（東灘区西岡本5丁目） [都市局指導課] 2027
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区中道4丁目） [都市局指導課] 2027

## 水道局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止  
[水道局配水課] 2028
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定  
[水道局配水課] 2028
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の再開  
[水道局配水課] 2029
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止  
[水道局配水課] 2029
- ▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札（西舞子中層連絡管整備工事その2） [水道局配水課] 2029

## 監査委員会

- ▽監査公表 [監査事務局第1課] 2033

告 示
-----

**神戸市告示第99号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

若草町自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市須磨区若草町2丁目19番地の8

**(3) 代表者の氏名**

逸見 一郎

**(4) 代表者の住所**

神戸市須磨区若草町2丁目12番地の18

**2 変更があった事項及びその内容****(1) 代表者の氏名**

「田中 豊一」を「逸見 一郎」に改める。

**(2) 代表者の住所**

「神戸市須磨区若草町2丁目21番地の4」を「神戸市須磨区若草町2丁目12番地の18」に改める。

**3 変更の年月日**

令和3年4月12日

**神戸市告示第100号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

青葉台自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市北区青葉台36番9号

## (3) 代表者の氏名

古市 美保

## (4) 代表者の住所

神戸市北区青葉台36番9号

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区青葉台44番7号」を「神戸市北区青葉台36番9号」に改める。

## (2) 代表者の氏名

「畑中 緑子」を「古市 美保」に改める。

## (3) 代表者の住所

「神戸市北区青葉台44番7号」を「神戸市北区青葉台36番9号」に改める。

## 3 変更の年月日

令和3年4月4日

**神戸市告示第101号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

神明ハイツ自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市西区玉津町新方字大東69番地の15

## (3) 代表者の氏名

隈 節子

## (4) 代表者の住所

神戸市西区伊川谷町潤和1800番地の60

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「生島 匡」を「隈 節子」に改める。

## (2) 代表者の住所

「神戸市西区伊川谷町潤和1803番地の67」を「神戸市西区伊川谷町潤和1800番地の60」に改める。

## 3 変更の年月日

令和3年3月27日

**神戸市告示第102号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久元喜造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

赤坂・坂ノ下自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市西区岩岡町岩岡833番地の2

**(3) 代表者の氏名**

久森 幸喜

**(4) 代表者の住所**

神戸市西区岩岡町岩岡833番地の2

**2 変更があった事項及びその内容****(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市西区岩岡町岩岡811番地」を「神戸市西区岩岡町岩岡833番地の2」に改める。

**(2) 代表者の氏名**

「高見 嘉彦」を「久森 幸喜」に改める。

**(3) 代表者の住所**

「神戸市西区岩岡町岩岡811番地」を「神戸市西区岩岡町岩岡833番地の2」に改める。

**3 変更の年月日**

令和3年4月1日

**神戸市告示第103号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久元喜造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

上津台1丁目自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市北区上津台1丁目14番21号

## (3) 代表者の氏名

百枝 万里子

## (4) 代表者の住所

神戸市北区上津台1丁目14番21号

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区上津台1丁目7番11号」を「神戸市北区上津台1丁目14番21号」に改める。

## (2) 代表者の氏名

「田中 忠信」を「百枝 万里子」に改める。

## (3) 代表者の住所

「神戸市北区上津台1丁目7番11号」を「神戸市北区上津台1丁目14番21号」に改める。

## 3 変更の年月日

令和3年3月21日

**神戸市告示第104号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

二ツ屋自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市西区二ツ屋1丁目9番1号

## (3) 代表者の氏名

吉川 茂信

## (4) 代表者の住所

神戸市西区二ツ屋1丁目15番1号

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「大皿 誠次」を「吉川 茂信」に改める。

## (2) 代表者の住所

「神戸市西区二ツ屋1丁目19番6号」を「神戸市西区二ツ屋1丁目15番1号」に改める。

## 3 変更の年月日

令和3年3月14日

**神戸市告示第105号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久元喜造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

北五葉4丁目小松すずらん台自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市北区北五葉4丁目11番59号

**(3) 代表者の氏名**

中谷 聡志

**(4) 代表者の住所**

神戸市北区北五葉4丁目11番59号

**2 変更があった事項及びその内容****(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市北区北五葉4丁目16番7号」を「神戸市北区北五葉4丁目11番59号」に改める。

**(2) 代表者の氏名**

「藤原 万寿子」を「中谷 聡志」に改める。

**(3) 代表者の住所**

「神戸市北区北五葉4丁目16番7号」を「神戸市北区北五葉4丁目11番59号」に改める。

**3 変更の年月日**

令和3年3月28日

**神戸市告示第106号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久元喜造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

有馬口荘園自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市北区有野町唐櫃2番地の3

**(3) 代表者の氏名**

寺坂 悟

## (4) 代表者の住所

神戸市北区有野町唐櫃2番地の3

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区有野町唐櫃2番地の23」を「神戸市北区有野町唐櫃2番地の3」に改める。

## (2) 代表者の氏名

「柴村 晴夫」を「寺坂 悟」に改める。

## (3) 代表者の住所

「神戸市北区有野町唐櫃2番地の23」を「神戸市北区有野町唐櫃2番地の3」に改める。

## 3 変更の年月日

令和3年3月21日

---

**神戸市告示第107号**

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

中野自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市西区中野1丁目23番地の5

## (3) 代表者の氏名

田中 美津子

## (4) 代表者の住所

神戸市西区中野1丁目9番地の13

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「藤井 敬也」を「田中 美津子」に改める。

## (2) 代表者の住所

「神戸市西区中野1丁目12番地の5」を「神戸市西区中野1丁目9番地の13」に改める。

## 3 変更の年月日

令和2年4月12日

---



**神戸市告示第108号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
幸陽町自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市北区幸陽町2丁目11番地の6
- (3) 代表者の氏名  
武本 元二
- (4) 代表者の住所  
神戸市北区幸陽町3丁目5番地の2

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名  
「後藤 實夫」を「武本 元二」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「神戸市北区幸陽町2丁目9番地の14」を「神戸市北区幸陽町3丁目5番地の2」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月4日

**神戸市告示第123号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年6月2日まで一般の縦覧に供する。

令和3年5月19日

神戸市  
代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	垂水里386号線	神戸市垂水区舞子台2丁目1534番5地先から 神戸市垂水区舞子台2丁目	新	9.80	最大 7.20 最小 5.20

		1542番1地先まで	旧	9.80	最大 12.10 最小 7.20
--	--	------------	---	------	---------------------

#### 神戸市告示第124号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 変更認定する里づくり計画  
野中里づくり計画

#### 神戸市告示第144号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。  
別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
西神保管所及び学園都市保管所  
(ア) 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。  
(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。  
(ウ) 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から

1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話992-3763	西神中央駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 3台	令和3年4月8日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1 建設局西建設事務所 電話912-3750
	西神南駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 6台	令和3年4月15日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 6台	令和3年4月22日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話795-4618	学園都市駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和3年4月13日	
	伊川谷駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 3台	令和3年4月13日	

神戸市告示第145号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で青果物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務等を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町1番地の1  
神戸東部青果卸売協同組合  
代表者 理事長 後藤 雅弘

2 委託年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第146号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市中央卸売市

場東部市場の市場施設で水産物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町1番地の1

神戸市東部水産物卸売協同組合

代表者 理事長 村上 義國

2 委託年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第147号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務を次の者に委託する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 委託先

名称	所在地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町17番地6
株式会社ウイング	神戸市東灘区御影石町2丁目14番21号
株式会社吉岡清掃	神戸市東灘区御影塚町1丁目4-3
株式会社トーホーストア	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社トーホーキャッシュアンドキャリアー	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社河田商会	神戸市東灘区向洋町東2丁目4番地
株式会社森川貫一商店	神戸市東灘区住吉南町4丁目1番7号
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3-19
株式会社マキ包装	神戸市東灘区森南町3丁目4番8号
株式会社上野商事	神戸市東灘区深江南町4丁目7番3号
有限会社モリカワ	神戸市東灘区深江浜町1番
神戸市東部水産物卸売協同組合	神戸市東灘区深江浜町1番1
株式会社兵庫容器販売センター	神戸市東灘区深江浜町1番1
有限会社菅野商店	神戸市東灘区深江浜町1番地1
株式会社シンセー	神戸市灘区都通2丁目1番16号
株式会社北神	神戸市灘区浜田町1丁目1番22号
有限会社神戸清掃舎	神戸市灘区味泥町7番32号

株式会社リョーサン	神戸市中央区雲井通2丁目1番29-204号
有限会社富士商会	神戸市中央区雲井通5丁目3番1号
石原アメニテック株式会社	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
宇治川商業協同組合	神戸市中央区下山手通8丁目9-27
薬カッチャン	神戸市中央区旗塚通5丁目3-8
株式会社沖食器	神戸市中央区元町通4丁目3番12号
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1-1
株式会社井原商店	神戸市中央区相生町4丁目4番13号
株式会社加納商店	神戸市中央区二宮町3丁目10番11号
大安亭市場協同組合	神戸市中央区八雲通5丁目4-17
株式会社極東エンタープライズ	神戸市中央区脇浜町2丁目1番8号
有限会社MINATO	神戸市中央区脇浜町3丁目7番5号
株式会社アダチ	神戸市兵庫区駅南通3丁目5番16号
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
株式会社顕木	神戸市兵庫区上沢通3丁目3番6号
有限会社内外クリーナ	神戸市兵庫区下沢通7丁目2番26号
株式会社イナガワ	神戸市兵庫区水木通5丁目2-7
株式会社ユウコウ	神戸市兵庫区大開通3丁目1番35号
神戸水産物卸協同組合	神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号
神戸中央青果卸売協同組合	神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号
株式会社かご武	神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号
東山商店街振興組合	神戸市兵庫区東山町2丁目3-20
丸神商業協同組合	神戸市兵庫区東山町2丁目8番地の61
株式会社長澤音次郎商店	神戸市兵庫区門口町1番15号
有限会社大清	神戸市長田区苅藻島町1丁目1-43
神港衛生株式会社	神戸市長田区苅藻島町2丁目2番11号
株式会社松本興業社	神戸市長田区五番町5丁目1番地27-104号
有限会社リカーショップタナカ	神戸市長田区川西通3丁目6
株式会社イノウエ	神戸市長田区東尻池町9丁目1番20号
株式会社白石組	神戸市長田区片山町1丁目15番20号
有限会社オフィスドリーム	神戸市長田区蓮宮通2丁目2-10
株式会社マスオカ	神戸市長田区六番町2丁目1番地の27
腕塚食材商業協同組合	神戸市長田区腕塚町5丁目3番1-001号
月見山公設市場協同組合	神戸市須磨区月見山本町2丁目1番15号

有限会社デルタベーシック	神戸市須磨区常磐町1丁目1番4号
ゼニヤ産業株式会社	神戸市須磨区多井畑南町19-16
カドヤ産商株式会社	神戸市須磨区弥栄台1丁目1番地
有限会社美化推進西山商店	神戸市垂水区つつじが丘1丁目6番地の10
有限会社舞子運送	神戸市垂水区西舞子4丁目6番10号
昭和商事有限会社	神戸市西区伊川谷町有瀬1450-1
株式会社曾根物産	神戸市西区玉津町今津427-1
有限会社ナガタ商会	神戸市西区見津が丘6丁目1番地の1
サンベビー株式会社	神戸市西区上新地3丁目2番9号
株式会社オカダ	神戸市西区池上1丁目11番5号
株式会社山陽	神戸市西区平野町堅田338番地
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
イオンリテールストア株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ウェルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田2丁目2番15号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
DCM株式会社	東京都品川区南大井6丁目22番7号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
合同会社西友	東京都北区赤羽2丁目1番1号
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地1
大木開発株式会社	愛知県豊橋市広小路1丁目43番
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪府大阪市西区阿波座1丁目5番16号
株式会社光洋	大阪府大阪市北区天神橋2丁目3番16号
近畿クリーンエイド販売株式会社	大阪府大阪市東成区東小橋1丁目11番10号
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町4丁目401番地1
三栄商事株式会社	大阪府東大阪市新池島町2丁目19番16号
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野225番地1
ゴダイ株式会社	兵庫県姫路市錦町104番地スクエアビル2F
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129-1
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南1丁目3番52号
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

株式会社ナフコ

福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。ただし、有限会社大清については、令和3年4月20日から令和4年3月31日までとする。

神戸市告示第148号

神戸文化ホール条例（昭和48年4月条例第17号。以下「条例」という。）第15条の規定により神戸文化ホールの指定管理者の指定を受けた公益財団法人神戸市民文化振興財団が、その収入として收受する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、条例第7条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1. 神戸文化ホール利用料金の額

(1) 大ホール、中ホール、リハーサル室、多目的室、特別控室及び練習室の利用料金

施設の名称	利用料金(単位 円)						
	使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜間 (午後5時30分から午後10時まで)	午前・午後 (午前9時から午後4時30分まで)	午後・夜間 (午後1時から午後10時まで)	終日 (午前9時から午後10時まで)
大ホール	平日	59,000	119,000	165,000	173,000	262,000	295,000
	土曜日、日曜日及び休日	116,000	173,000	212,000	270,000	347,000	385,000
中ホール	平日	29,000	59,000	85,000	86,000	131,000	147,000
	土曜日、日曜日及び休日	58,000	87,000	106,000	133,000	173,000	193,000
リハーサル室	練習に使用するとき。	4,000	7,800	10,900	11,200	17,200	19,600
	練習以外に使用するとき。	7,900	15,600	21,800	22,400	34,300	39,200
多目的室		5,900	12,000	12,000	13,200	16,700	21,600
特別控室		1,800	3,600	3,600	4,000	5,100	6,600
練習室1	練習に使用するとき。	3,000	5,800	8,200	8,400	12,900	14,800
	練習以外に使用するとき。	6,000	11,600	16,400	16,800	25,800	29,600

練習室 2	練習に使用する とき。	1,100	1,500	2,100	1,900	3,000	4,000
	練習以外に使用 するとき。	2,200	3,000	4,200	3,800	6,000	8,000
練習室 3	練習に使用する とき。	900	1,200	1,500	1,400	2,400	3,000
	練習以外に使用 するとき。	1,800	2,400	3,000	2,800	4,800	6,000
練習室 4	練習に使用する とき。	1,400	2,200	2,700	2,500	4,100	5,300
	練習以外に使用 するとき。	2,800	4,400	5,400	5,000	8,200	10,600
練習室 5	練習に使用する とき。	1,900	3,000	3,800	3,600	5,600	7,200
	練習以外に使用 するとき。	3,800	6,000	7,600	7,200	11,200	14,400

## 備考

- 1 使用者が大ホール又は中ホールを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
  - (1) 平日に使用する場合で、入場者から最高額2,000円を超え、5,000円以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 150パーセント
  - (2) 平日に使用する場合で、入場者から最高額5,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 200パーセント
  - (3) 土曜日、日曜日及び休日に使用する場合で、入場者から最高額1,000円を超え、2,000円以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 150パーセント
  - (4) 土曜日、日曜日及び休日に使用する場合で、入場者から最高額2,000円を超え、5,000円以下の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 200パーセント
  - (5) 土曜日、日曜日及び休日に使用する場合で、入場者から最高額5,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 250パーセント
  - (6) 営業又は宣伝を目的として使用するとき。 200パーセント
  - (7) 練習のため使用するとき。 60パーセント
  - (8) 準備、撤去その他これらに類する作業のため使用するとき。 40パーセント
- 2 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。
  - (1) 大ホール 28,000円
  - (2) 中ホール 14,000円
  - (3) リハーサル室 2,900円
  - (4) 多目的室 1,600円



(5) 特別控室 500円

3 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

(2) 附属設備の利用料金

附属設備の名称		単位	利用料金(1回につき)(単位 円)			
区分	種類又は品目		大ホール	中ホール	リハーサル室	練習室
舞台設備	オーケストラピット用せり	一式	8,000			
	せり	一式	2,000	2,000		
	移動せり	1基	2,000	2,000		
	指揮台(譜面台付き)	一式	800	800	520	
	譜面台	1本	100	100	90	
	演台	1台	950	950		
	小演台	1台	150	150		
	音響反射板	一式	9,000	8,000		
	所作台	1枚	400	400		
	平台	1平方メートル	110	110		
	馬足又は箱足	10センチメートル	360	360		
	ワゴン	1台	400	400		
	特設花道	一式	26,400	9,500		
	落語舞台	一式		22,400		
	能舞台	一式	26,400	26,400		
	金びょうぶ	1双	4,000	4,000		
	銀びょうぶ	1双	4,000	4,000		
	鳥の子びょうぶ	1双	4,000	4,000		
	松羽目又は竹羽目	一式	8,000	8,000		
	白紗幕	1枚	4,000	4,000		
	黒紗幕	1枚	4,000	4,000		
	ジョーゼット	一式	6,000	6,000		
	地がすり	一式	7,800	7,800		
	追加一文字幕	1枚	1,300	1,300		
追加袖幕	1枚	660	660			
リノリウム	一式			2,500		
緋毛氈	1枚	400	400			
長布団	1枚	400	400			

	上敷	1巻	400	400	350	
	座布団	1枚			70	
	大太鼓	一式	2,000	2,000		
	雪かご装置(雪を除く。)	1個	660	660		
	ピアノいす	1脚	80	80		
	バスいす	1脚	80	80		
	パイプいす	1脚	80	80	70	
	高座用座布団	1枚	640	640		
	長机	1脚	140	140	130	
	姿見鏡	1台	800	800		
	花台(花瓶付き)	1台	480	480		
	表彰盆	1個	180	180		
	式次第枠	1台	300	300		
	めくり台	1台	180	180		
	黒板	1台	300	300	280	
音響設備	音響基本セット(主調整卓, 固定スピーカー, 陰マイク)	一式			無料	
	録音セット	一式	11,000	11,000		
	エレベーターマイク	1基	3,700	3,700		
	マイクA	1台	3,200	3,200		
	マイクB	1台	1,700	1,700	770	
	ワイヤレスマイク	1台	2,500	2,500	1,600	
	3点つり装置	1台	1,700	1,700		
	マイクスタンド	1台	350	350	160	
	カセットデッキ	1台	1,400	1,400	1,300	
	CDデッキ	1台	3,000	3,000	1,300	
	MDデッキ	1台	3,000	3,000	1,300	
	DVD/VHSビデオ	1台	3,000	3,000		
	ステージスピーカーS	一式	10,000			
	ステージスピーカーA	一式	2,500	2,500		
	ステージスピーカーB	一式	800	800		
	エフェクター	一式	1,200	1,200		
	移動調整卓	一式	2,500	2,500		
	追加インカム	1台	660	660		
	特殊電源	1KW	450	450		
	ミキシングセット持込	一式	13,200	13,200		
照	基本セッ	ボーダーライト	一式	無料		

明 設 備	ト	サスペンションスポット 中ホール 10灯					
	Aセット	ボーダーライト サスペンションスポット 大ホール 56灯 中ホール 60灯 シーリングスポット 大ホール 41灯 中ホール 25灯 フロントサイドスポット 大ホール 38灯 中ホール 32灯 ホリゾントライト一式	一式	30,600	19,800		
	Bセット	ボーダーライト サスペンションスポット 大ホール 56灯 中ホール 30灯 シーリングスポット 大ホール 25灯 中ホール 18灯 フロントサイドスポット 大ホール 32灯 中ホール 24灯 ホリゾントライト一式	一式	25,500	11,000		
	Cセット	ボーダーライト サスペンションスポット 大ホール 28灯 中ホール 12灯 シーリングスポット 大ホール 18灯 中ホール 12灯 フロントサイドスポット 大ホール 24灯 中ホール 16灯 ホリゾントライト 大ホール 一式	一式	15,800	7,000		
	センターピンスポット(3キロワット)		1台	6,000			
	センターピンスポット(2キロワット)		1台		4,800		
	ストリップライト		1台	400	400		
	星球		一式	2,300	2,300		
	スポックス		1台	500	500		
	ブラックライト		1台	300	300		
ストロボ		1台	3,000	3,000			

	エフェクトマシン(種板を含む。)	1台	2,300	2,300		
	カッタースポットライト	1台	1,100	1,100		
	スポットライト(1.5キロワット)	1台	760	760		
	スポットライト(1キロワット)	1台	500	500		
	スポットライト(500ワット)	1台	250	250		
	オーロラマシン	1台	2,300	2,300		
	ミラーボール	1台	2,800	2,800		
	スモークマシン	1台	6,000	6,000		
	持込器具	1KW	500	500		
	特殊電源	1KW	450	450	410	
	移動用ロア Horizont ライト	1台	900	900		
	フットライト	一式	2,300	1,700		
	カラーフィルター	1枚	800	800		
映 写 設 備	35ミリ映写機(スクリーンを含む。)	一式	15,800	15,800		
	プロジェクター(スクリーンを含む。)	一式	8,000	8,000		
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	4,000	4,000		
	映写スクリーン	一式	4,800	4,800		
	リヤースクリーン	一式	5,700	5,700		
	スライドスクリーン	一式	600	600		
	オーバーヘッドプロジェクタースクリーン	一式	600	600		
楽 器	グランドピアノ(スタインウェイ D274)	1台	20,600	20,600		
	グランドピアノ(ヤマハCF)	1台	12,700	12,700	6,600	
	アップライトピアノ(ヤマハU3H)	1台	8,000			
	アップライトピアノ(カワイKL78W) 大ホール楽屋	1台	1,900			
	アップライトピアノ(カワイKL-51WI) 中ホール楽屋	1台		1,900		
	グランドピアノ(ヤマハC5)	1台				7,200
	アップライトピアノ(ヤマハYU33)	1台				1,900
	アップライトピアノ(カワイK6)	1台				1,900
録 音 録 画 設 備	録音又は録画(放送以外のものに限る。)に係る中継設備	一式	5,700	5,700		

その他	シャワー	一式	500	500		
	マイクセット	一式				無料
	控室A	1室				800
	控室B	1室				500
	ファクシミリ（国内送信）	1枚	50	50	50	
	複写機（白黒）	1枚	10	10	10	
	複写機（カラー）	1枚	50	50	50	
	インターネット光回線	1回	8,000	8,000		

## 備考

- 1 使用の回数については、2の(1)から(8)までに掲げる附属設備又はファクシミリ若しくは複写機を使用する場合を除き、条例別表に規定する施設の利用料金の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の使用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の使用をもって2回、同表の終日の使用をもって3回の使用とする。
- 2 次に掲げる附属設備については、条例別表の使用時間の区分のそれぞれの使用をもって1回の使用とする。
  - (1) マイク（練習室1のものに限る。）
  - (2) カラーフィルター
  - (3) アップライトピアノ（大ホール楽屋，中ホール楽屋，練習室のものに限る。）
  - (4) グランドピアノ（練習室1のものに限る。）
  - (5) 録音又は録画（放送以外のものに限る。）に係る中継設備
  - (6) ミキシングセット持込
  - (7) 控室A
  - (8) 控室B
- 3 グランドピアノ又はアップライトピアノの利用料金には、調律料を含まない。
- 4 特殊電源の使用については、1キロワット未満の端数は、切り捨てる。
- 5 インターネット光回線の使用については、1催事について1回の使用とする。

## 2. 施行年月日

令和3年6月1日

## 神戸市告示第149号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
とさ内科クリニック	神戸市東灘区森北町2丁目2番19号	令和3年5月1日
六甲福祉会メンタルクリニック	神戸市東灘区深江本町3丁目9番1号	令和3年4月1日
たなか耳鼻いんこう科	神戸市灘区灘北通5丁目9番1号	令和3年5月1日
たくみ内科クリニック	神戸市垂水区学が丘7丁目1番31号	令和3年5月1日
毛利耳鼻咽喉科	神戸市北区有野町有野3392番地の6	令和3年5月1日
寺本クリニック	神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号	令和3年5月1日
医療法人社団さいとう整形外科	神戸市西区桜が丘中町4丁目9の7番地	令和3年4月1日
岩岡の郷診療所	神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下656番地の2	令和3年4月1日
湊川ファミリー歯科	神戸市兵庫区東山町1丁目1番14号	令和3年5月1日
キリン堂薬局 甲南山手店	神戸市東灘区森北町2丁目2番19号	令和3年5月1日
ミント調剤薬局	神戸市灘区灘南通4丁目3番19号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 兵庫店	神戸市兵庫区金平町1丁目19番16号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 大池店	神戸市須磨区大池町5丁目16番4号	令和3年4月1日
ミツバ薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番5号	令和3年4月1日
薬局アメリカンファーマシー E K I Z O神戸三宮店	神戸市中央区加納町4丁目2番1号	令和3年4月1日
みやこ調剤薬局 元町店	神戸市中央区下山手通5丁目7番7号	令和3年4月1日
こはく薬局	神戸市中央区多聞通2丁目1番12号	令和3年5月1日
ユタカ調剤薬局 生田川店	神戸市中央区日暮通6丁目4番13号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 西神戸店	神戸市西区持子2丁目16番3号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 伊川谷店	神戸市西区伊川谷町有瀬36番地の12	令和3年4月1日
フタツカ薬局 秋葉台店	神戸市西区秋葉台2丁目1番231号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 枝吉店	神戸市西区枝吉1丁目77番2号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 井吹東店	神戸市西区井吹台東町4丁目21番3号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 伊川谷南店	神戸市西区伊川谷町潤和1436番地の4	令和3年4月1日
フタツカ薬局 竹の台店	神戸市西区竹の台2丁目18番1号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 みたに店	神戸市西区水谷2丁目20番2号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 神陵台店	神戸市西区伊川谷町有瀬79番1号	令和3年4月1日
フタツカ薬局 井吹西店	神戸市西区井吹台西町4丁目4番4号	令和3年4月1日
ゴダイ薬局 玉津新方店	神戸市西区玉津町新方332番地の8	令和3年5月1日
訪問看護ステーションつむぎ	神戸市灘区大石東町4丁目5番11号	令和3年4月1日
リハビリ訪問看護ステーショ	神戸市西区池上2丁目37番1号	令和3年5月1日

ンファミリア神戸

**神戸市告示第150号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新)医療法人社団福起会 福田クリニック 皮ふ科 泌尿器科	神戸市東灘区田中町1丁目10番18号	令和3年3月1日
(旧)医療法人社団福起会福 田泌尿器皮膚科医院		
(新)高橋クリニック	神戸市中央区下山手通9丁目1番5号	令和3年4月10日
(旧)医療法人社団高橋整形 外科		
(新)はら耳鼻咽喉科伊川谷 クリニック	神戸市西区前開南町1丁目6番9号	令和2年5月25日
(旧)はら耳鼻咽喉科		

**神戸市告示第151号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日

六甲福祉会メンタルクリニック	神戸市東灘区深江本町3丁目9番1号	令和3年3月31日
社会福祉法人六甲福祉会岩岡の郷診療所	神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下656番地の2	令和3年3月31日
さいとう整形外科	神戸市西区桜が丘中町4丁目9番7号	令和3年3月31日
フタツカ薬局・兵庫店	神戸市兵庫区金平町1丁目19番16号	令和3年3月31日
フタツカ薬局大池店	神戸市須磨区大池町5丁目16番4号	令和3年3月31日
赤羽薬局学が丘店	神戸市垂水区学が丘4丁目10番26号	令和3年4月10日
ミツバ薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番5号	令和3年3月31日
みやこ調剤薬局元町店	神戸市中央区下山手通5丁目7番7号	令和3年3月31日
ユタカ調剤薬局生田川店	神戸市中央区日暮通6丁目4番13号	令和3年3月31日
フタツカ薬局伊川谷店	神戸市西区伊川谷町有瀬36番地の12	令和3年3月31日
フタツカ薬局秋葉台店	神戸市西区秋葉台2丁目1番231号	令和3年3月31日
フタツカ薬局枝吉店	神戸市西区枝吉1丁目77番2号	令和3年3月31日
フタツカ薬局井吹東店	神戸市西区井吹台東町4丁目21番3号	令和3年3月31日
フタツカ薬局井吹西店	神戸市西区井吹台西町4丁目4番4号	令和3年3月31日
フタツカ薬局伊川谷南店	神戸市西区伊川谷町潤和1436番地の4	令和3年3月31日
フタツカ薬局竹の台店	神戸市西区竹の台2丁目18番1号	令和3年3月31日
フタツカ薬局みたに店	神戸市西区水谷2丁目20番2号	令和3年3月31日
フタツカ薬局神陵台店	神戸市西区伊川谷町有瀬79番地の1	令和3年3月31日
フタツカ薬局 西神戸店	神戸市西区持子2丁目16番3号	令和3年3月31日
リハビリ訪問看護ステーションファミリア神戸	神戸市西区池上3丁目6番14号	令和3年4月30日

### 神戸市告示第152号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

#### 1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
ほくら整骨院	前島 紀之	神戸市東灘区甲南町3丁目8番27号	令和3年3月17日



2 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
みやもと鍼灸マッ サージ院	宮本 泰浩	神戸市東灘区魚崎北町8丁目1番14号	令和3年4月5日

3 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
みやもと鍼灸マッ サージ院	宮本 泰浩	神戸市東灘区魚崎北町8丁目1番14号	令和3年4月5日

神戸市告示第153号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
こころ整体整骨院	隈 大輔	神戸市灘区森後町3丁目5番41号	令和2年3月31日

神戸市告示第154号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
医療法人昭生病院	神戸市灘区鶴甲3丁目13番	医療法人昭生病院	神戸市中央区上筒井通5丁目1	平成17年10月1日	居宅介護支援

	19号		番16号		
めばえ薬局	神戸市西区井吹台東町2丁目13番2号	株式会社めばえ	神戸市西区井吹台東町2丁目13番2号	令和3年3月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ケアプランセンターあさんて・はな	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号	株式会社なごみ	神戸市兵庫区中道通7丁目1番3号	令和2年8月1日 令和3年4月1日	訪問介護 居宅介護支援
complete	神戸市須磨区白川台6丁目12番18号	株式会社 LIKE ME	神戸市須磨区白川台6丁目12番18号	月15日	
マリーゴールド ケアサービス	神戸市垂水区高丸4丁目8番21号	株式会社マリーゴールド	神戸市垂水区神陵台7丁目3番10号	令和2年11月1日	訪問介護 居宅介護支援

### 神戸市告示第155号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) 医療法人社団福起会 福田クリニック 皮ふ科 泌尿器科  (旧) 医療法人社団福起会 福田泌尿器皮膚科医院	神戸市東灘区田中町1丁目10番18号	医療法人社団福起会	神戸市東灘区田中町1丁目10番18号	令和3年3月1日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

<p>(新) 高橋クリニック  (旧) 医療法人社団高橋整形外科</p>	<p>神戸市中央区 下山手通9丁目1番5号</p>	<p>医療法人社団 高橋整形外科</p>	<p>神戸市中央区下山手通9丁目1番5号</p>	<p>令和3年4月10日</p>	<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導</p>
<p>(新) SOMPOケア 神戸東 居宅介護支援  (旧)メッセージケアプランセンター神戸東</p>	<p>神戸市灘区新在家南町5丁目2番15号</p>	<p>SOMPOケア株式会社</p>	<p>東京都品川区東品川4丁目12番8号</p>	<p>平成30年7月1日</p>	<p>居宅介護支援</p>
<p>(新) リハビリパートナーオーカ  (旧) リハビリ型デイサービスいなほ</p>	<p>神戸市長田区松野通1丁目5番22号</p>	<p>株式会社 Care Garden</p>	<p>神戸市長田区松野通1丁目5番22号</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>通所介護 介護予防通所介護 介護予防通所サービス</p>
<p>ことばの道デイサービス</p>	<p>(新) 神戸市須磨区高倉台6丁目19番1号  (旧) 神戸市須磨区北落合2丁目8番12号</p>	<p>一般社団法人ことばの道</p>	<p>神戸市須磨区南落合1丁目17番24号</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>介護予防通所介護 地域密着型通所介護 介護予防通所サービス</p>

訪問介護事業 所あそなび	(新) 神戸市 中央区中町通 4丁目2番11 号  (旧) 神戸市 中央区中町通 4丁目1番15 号	株式会社アソ ビゴエ	神戸市中央区中 町通4丁目2番 11号	令和3年5 月1日	訪問介護 介 護予防訪問介 護 介護予防 訪問サービス  生活支援訪 問サービス
-----------------	--	---------------	---------------------------	--------------	--

### 神戸市告示第156号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

当該廃止にか かる介護事業 所の名称	当該廃止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在 地	廃止年月日	サービス種類
神陵台あんし んすこやかセ ンター	神戸市垂水区 西脇1丁目4 番91号	株式会社エル フ	大阪府大阪市 福島区福島5丁 目17番30号	令和3年3 月31日	介護予防支 援・介護予防 ケアマネジメ ント
道場あんしん すこやかセン ター	神戸市北区道 場町塩田3080 番地	社会福祉法人 翔美会	神戸市北区道場 町塩田3080番地	令和3年3 月31日	介護予防支 援・介護予防 ケアマネジメ ント
フタツカ薬局 大池店	神戸市須磨区 大池町5丁目 16番4号	株式会社セプ タ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 伊川谷店	神戸市西区伊 川谷町有瀬36 番地の12	株式会社セプ タ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管

					理指導
フタツカ薬局 秋葉台店	神戸市西区秋 葉台2丁目1 番231号	株式会社セプ タ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 枝吉店	神戸市西区枝 吉1丁目77番 2号	株式会社セプ タ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 井吹東店	神戸市西区井 吹台東町4丁 目21番3号	株式会社セプ タ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 井吹西店	神戸市西区井 吹台西町4丁 目4番4号	株式会社セレ ナ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 伊川谷南店	神戸市西区伊 川谷町潤和 1436番地の4	株式会社セプ タ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 竹の台店	神戸市西区竹 の台2丁目18 番1号	株式会社セプ タ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 みたに店	神戸市西区水 谷2丁目20番 2号	株式会社セプ タ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 神陵台店	神戸市西区伊 川谷町有瀬79 番地の1	株式会社セプ タ	神戸市中央区小 野柄通7丁目1 番1号	令和3年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
訪問介護セン ター愛	神戸市東灘区 青木6丁目4 番8号	有限会社 介 護センター愛	神戸市東灘区青 木6丁目	令和3年4 月1日	訪問介護 介 護予防訪問介 護
デイサービス センター甲南	神戸市東灘区 本庄町1丁目	社会福祉法人 千種会	神戸市東灘区北 青木1丁目	令和3年3 月31日	通所介護 介 護予防通所介

山手	10番2号				護
ケアプランセンターあさんて・はな	神戸市兵庫区大同町1丁目2番1号	株式会社 なごみ	神戸市兵庫区中道通7丁目1番3号	令和3年3月31日	居宅介護支援
complete	神戸市須磨区白川台7丁目3番地の9	株式会社 LIKEME	神戸市須磨区白川台6丁目12番地の18	令和2年8月14日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社マリーゴールドマリーゴールドケアサービス	神戸市垂水区神陵台7丁目3番10号	株式会社マリーゴールド	神戸市西区伊川谷町有瀬141番地の5	令和2年10月31日	訪問介護 通所介護 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 居宅介護支援
特別養護老人ホーム萬寿園	神戸市西区神出町小束野58番地の92	社会福祉法人神戸自興会	神戸市西区神出町 小束野	令和3年3月31日	居宅介護支援
デイサービスセンターまごころ	神戸市西区曙町16番地	有限会社エムツウ・ダッシュ	兵庫県明石市朝霧台1162番地の6	令和3年3月31日	通所介護 介護予防通所介護

### 神戸市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項及び神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第37条の2第1項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

#### 1 指定代理納付者の指定を受けた者

(1) 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号

株式会社ジャックス

取締役社長 山崎 徹

(2) 東京都港区港南1丁目8番23号

TFペイメントサービス株式会社

代表取締役社長 末永 京吾

#### 2 指定代理納付者に納入させる歳入

キャッシュレス決済を利用して納付する神戸市立博物館における観覧料

#### 3 指定代理納付者による代理納付を開始する日

令和3年6月1日

**神戸市告示第158号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市立博物館における観覧料の収納の事務を、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

**1 受託者**

東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号

株式会社ジャックス

取締役社長 山崎 徹

**2 委託年月日**

令和3年6月1日

**公 告****神戸市公告第158号**

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月14日

神戸市長 久元喜造

**1 入札に付する事項**

工事名	神戸アートビレッジセンター受変電設備改修工事
工事場所	神戸市兵庫区新開地5丁目3-14
完成期限	令和3年12月3日
工事概要	受変電設備改修に関する電気設備工事一式。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。

その他

- (1) 神戸市内に本店を有すること。
- (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
- (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
  - ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
  - ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月14日（金）～5月21日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月24日（月）午前9時～午後8時
-----	----------------------------



	第2日目 令和3年5月25日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月26日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第159号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	ポートタワー連絡ブリッジ取り壊し工事
工事場所	神戸市中央区波止場町5-5

完成期限	令和3年8月31日
工事概要	1 連絡ブリッジ鉄骨造1層床面積52.38㎡ 2 歩道橋階段鉄骨造47.28㎡ 3 歩道橋屋根鉄骨造44.22㎡ 上記1～3の取り壊し工事及びそれに伴う屋外付帯工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	解体工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「解体」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1館2階

契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月14日（金）～5月21日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月24日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月25日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月26日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手	無
-----------------------------------	---

方との随意契約により締結する予定の有無	
---------------------	--

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。

## 神戸市公告第160号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月14日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

工事名	西落合小学校こどもひろば整備工事
工事場所	神戸市須磨区西落合7-1-3
完成期限	令和4年1月28日
工事概要	こどもひろば施設（鉄骨造2階建て準耐火建築物）新築工事 一式， 屋外付帯工事 一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調

査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月14日(金)～5月28日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月31日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月1日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月2日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

ウ 再入札の場合

「再入札通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第161号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	押部谷小学校受変電設備更新工事
工事場所	神戸市西区押部谷町福住字四十代552-3
完成期限	令和3年10月1日
工事概要	押部谷小学校における受変電設備の更新工事一式。
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
----	------

建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において、「電気専門」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年5月14日（金）～5月21日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月24日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月25日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月26日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第162号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月14日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項



工事名	宮本小学校受変電設備更新工事
工事場所	神戸市中央区宮本通2丁目1-36
完成期限	令和3年10月1日
工事概要	宮本小学校受変電設備更新工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において、「電気専門」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階

契約監理課（電話番号078-322-5147）

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

#### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月14日（金）～5月21日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

#### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月24日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月25日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

#### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月26日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

#### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

#### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 10 その他

##### (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第167号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月19日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

工事名	六甲アイランド高等学校自動火災報知設備改修工事
工事場所	神戸市東灘区向洋町中4丁目4番地
完成期限	令和3年9月30日
工事概要	六甲アイランド高等学校の自動火災報知設備、自動閉鎖設備の改修に関する電気設備工事一式。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	消防施設工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「消防施設」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に

合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月19日（水）～5月25日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月26日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年5月27日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月28日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第168号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月19日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	高羽小学校校舎棟増築他機械設備工事
工事場所	神戸市灘区高羽町3丁目11-11
完成期限	令和4年3月15日
工事概要	高羽小学校校舎棟増築他に伴う機械設備工事一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	管一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。

その他

- (1) 神戸市内に本店を有すること。
- (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
- (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
  - ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
  - ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

## 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月19日（水）～5月25日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年5月26日（水）午前9時～午後8時
-----	----------------------------

	第2日目 令和3年5月27日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月28日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第169号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	丸山2号線下法面防災対策工事
工事場所	神戸市長田区丸山町3丁目

完成期限	令和4年3月31日
工事概要	土工，鉄筋挿入工，擁壁工，杭基礎工，舗装工，仮設工
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業の建設業の許可 ただし，下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は，特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「法面処理」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお，工事実績がない場合については，65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお，工事実績がない場合については，70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」，事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）



4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月19日（水）～6月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月3日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月4日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホーム

ページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第170号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月19日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

工事名	地蔵橋補修工事
工事場所	神戸市北区山田町下谷上
完成期限	令和3年12月31日
工事概要	橋長L = 69.5m, 全幅員W = 13.6m ひび割れ補修工一式等
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業の建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に

	<p>合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</p> <p>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</p> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年5月19日（水）～5月28日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年5月31日（月）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年6月1日（火）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月2日（水）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第171号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月19日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	名谷環状線段差解消工事その7
工事場所	神戸市須磨区竜が台4丁目, 5丁目
完成期限	令和3年10月31日
工事概要	土工 1式, 排水構造物工 1式, 車道舗装工 1式, 歩道舗装工 1式, カラー舗装工 1式, 縁石工 1式, 防護柵工 1式, 区画線工 1式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
等級	土木B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。

- (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
  - (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
    - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
    - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
  - (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
    - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
    - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年5月19日（水）～5月25日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日	時	第1日目 令和3年5月26日（水）午前9時～午後8時
		第2日目 令和3年5月27日（木）午前9時～午後3時

方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。
-----	--

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年5月28日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第172号

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公告します。

なお、当該契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約です。

令和3年5月19日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

税関前歩道橋架替工事

土木工事一式 建築工事一式 昇降機工事一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
矢田・友興特定建設工事共同企業体  
代表者 矢田工業株式会社大阪支店  
支店長 尾崎 邦彦  
大阪府大阪市淀川区三国本町1-6-22
- 5 落札金額  
20億9,448万2千円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第10条の規定により  
定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 7 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年1月27日

---

#### 神戸市公告第173号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、神戸市立王子動物園及び王子公園駐車を令和3年5月13日（木）から同年5月31日（月）まで供用を休止する。

令和3年5月20日

神戸市長 久元喜造

---

#### 神戸市公告174号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年5月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり

- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。  
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
  - (4) 転貸又は譲渡の禁止  
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。  
ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。
  - (5) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。  
イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。
  - (6) 租税公課等の負担  
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。  
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。  
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。



(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

利用権の設定を受ける者（乙）		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者（甲）		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積（㎡）	氏名	住所	種類	内容（土地の利用目的を含む。）	始期	存続期間（終期）	借賃（年額）	借賃の支払の方法
五島 隆久	明石市小久保	神戸市西区榎谷町長谷字佃井西254	田	1,169	山本 千恵子 山本 嘉久	神戸市西区榎谷町 明石市東野町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和5年3月31日	10,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
伊丹 正典	神戸市北区道場町	神戸市北区道場町塩田字西627-2	畑	426の内249	大西 秀子	神戸市北区道場町	使用貸借による権利	普通畑として利用	本公告の日	令和5年12月31日		
		神戸市北区道場町塩田字西627-3	畑	158の内92								
鶴巻 耕介	神戸市北区淡河町	神戸市北区淡河町行原字下シ565	田	2,395	眞西 厚三	神戸市北区淡河町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和5年12月31日	23,950円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

												む。
藤本 隆司	神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町高和字上ヶ田409	田	294	寺口 和吉 矢沢 和女 高井 和奈 寺口 和拓	神戸市西区押部谷町 神戸市北区東有野台 加古郡播磨町東本荘 三田市あかしあ台	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和6年3月31日	5,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区押部谷町高和字上ヶ田421	田	1,249							23,900円	
		神戸市西区押部谷町高和字大坪777-1	田	1,014							19,400円	
		神戸市西区押部谷町高和字大坪777-2	田	1,395							26,700円	
株式会社近藤農産代表取締役近藤 良典	神戸市西区神出町宝勢1354	神戸市西区神出町池田字上場15-2	田	668	瑠東 春男	神戸市西区神出町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和6年3月31日	7,348円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
株式会社こうべファーム代表取締役奥町 年一	神戸市北区長尾町上津字北向3867-2	神戸市北区長尾町上津字長仙寺5436	田	1,378	淵上 昌宏	伊丹市北伊丹	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	令和7年12月31日		
三譚 康嗣	神戸市西区伊川谷町	神戸市西区伊川谷町前開字繩手910-2	田	1,784	森本 偉士	神戸市西区伊川谷町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日	玄米90kg	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
樫原 利則	神戸市西区伊川谷町	神戸市西区伊川谷町前開字貝谷1856	田	2,084	森本 偉士	神戸市西区伊川谷町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日	玄米90kg	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
渡越 睦	神戸市西区平野町	神戸市西区平野町大畑字畦代345-1	田	830	戸田 康	神戸市西区平野町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日	8,549円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
石井 秀樹	神戸市西区平野町	神戸市西区平野町常本字丹谷332	田	1,700	藤本 登	神戸市西区平野町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日	10,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
久國 二郎	神戸市西区岩岡町	神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1601-1	田	2,579	安福 利洋	神戸市西区岩岡町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和8年3月31日	50,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
高瀬 健亮	神戸市垂水区美山台	神戸市北区大沢町中大沢字堀越2670	田	2,570	森 邦寿 森 正明 森 いさ子 岡田 弘子	神戸市北区大沢町 神戸市西区春日台 神戸市北区大沢町	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和12年12月31日	30,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

						神戸市北区 有野台							
向井 寿之	神戸市西区 伊川谷町	神戸市西区伊 川谷町前開字 縄手939- 1	田	3,023 の内 2,583	森本 偉士	神戸市西区 伊川谷町	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	令和13年 3月31日	121,724円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。	
		神戸市西区伊 川谷町前開字 縄手939- 2	田	1,661							78,276円		
田中 幸治	神戸市須磨 区東白川台	神戸市西区平 野町常本字庄 界86	田	2,309	中部 之夫	神戸市西区 平野町	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	令和13年 3月31日	33,000円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。	
藤田 彰大	神戸市西区 平野町	神戸市西区平 野町中津字小 松ヶ坪85- 1	田	1,833	藤原 喜代 子 藤原 久子 樽井 友見 藤原 正之	神戸市西区 平野町	使用貸 借によ る権利	水田として 利用	本公告の 日	令和13年 3月31日			
						神戸市西区 平野町							
						神戸市垂水 区名谷町							
						神戸市西区 平野町							
公益社団法人 ひょうご農 林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7 -18	神戸市北区淡 河町北畑字北 谷870	田	1,809	西浦 彰一	神戸市灘区 原田通	賃借権	水田として 利用	令和3年 5月31日	令和13年 6月30日	18,090円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。	
公益社団法人 ひょうご農 林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7 -18	神戸市西区伊 川谷町上脇字 中川411	田	314	辰巳 昭子	神戸市長田 区駒ヶ林	使用貸 借によ る権利	水田として 利用	令和3年 5月31日	令和13年 6月30日		毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。	
		神戸市西区伊 川谷町上脇字 大將軍625	田	928			賃借権						15,000円
		神戸市西区伊 川谷町上脇字 大將軍626- 1	田	14			使用貸 借によ る権利						
公益社団法人 ひょうご農 林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7 -18	神戸市西区神 出町南字池ノ 上172	田	946	梅澤 一巳	神戸市西区 神出町	賃借権	水田として 利用	令和3年 5月31日	令和13年 6月30日	9,460円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。	
公益社団法人 ひょうご農 林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7 -18	神戸市西区神 出町宝勢字辻 堂西2507	田	1,778	近藤 千秋	神戸市西区 神出町	賃借権	水田として 利用	令和3年 5月31日	令和13年 6月30日	19,558円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。	
		神戸市西区神 出町宝勢字大 道池尻2739	田	1,894							20,834円		
		神戸市西区神 出町宝勢字大 道池尻2740	田	204							2,244円		
		神戸市西区神 出町宝勢字大 道池尻2741	田	457							5,027円		
		神戸市西区神 出町宝勢字大 道池尻2742	田	1,152							12,672円		
		神戸市西区神 出町宝勢字大 道池尻5253	畑	1,831							普通畑とし て利用		20,141円

**神戸市公告第175号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年5月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。  
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。
  - (4) 転貸又は譲渡の禁止  
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。  
ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。
  - (5) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが

できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第62条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員の内いずれかが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

(解除条件付)

利用権の設定を受ける者（乙）		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者（甲）		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積（㎡）	氏名	住所	種類	内容（土地の利用目的を含む。）	始期	存続期間（終期）	借賃（年額）	借賃の支払の方法
一般社団法人つなぐ福祉会 代表理事 香川 真二	神戸市西区 春日台5丁目8-9	神戸市西区平野町西戸田字山ノ下150-2	田	1,390	田中 康之	神戸市垂水区狩口台	賃借権	水田として利用	本公告の日	令和13年3月31日	29,980円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

神戸市公告第180号

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 区域を変更する都市公園

## (1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域	備考
六番町公園	長田区六番町6丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	縮小

## (2) 供用変更の年月日

令和3年6月1日

## 神戸市公告第181号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

後期高齢者医療システムアプリケーション保守業務

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市福祉局国保年金医療課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支社

支社長 中田 洋介

神戸市中央区東町126番地

## 5 随意契約に係る契約金額

40,862,580円

## 6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

## 7 随意契約による理由

既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

**神戸市公告第182号**

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 設置する都市公園

## (1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域	備考
滝ヶ鼻公園 上ノ山公園 郡家公園	御影2丁目 御影2丁目 御影郡家2丁目	神戸市建設局公園部管理課備付 けの図面のとおり	

## (2) 供用開始の年月日

令和3年6月1日

**神戸市公告第183号**

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 設置する都市公園

## (1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域	備考
香雪ノ杜 住吉本町2丁 目公園	御影郡家2丁目 住吉本町2丁目	神戸市建設局公園部管理課備付 けの図面のとおり	

## (2) 供用開始の年月日

令和3年6月1日

**神戸市公告第184号**

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月1日



神戸市長 久元 喜造

## 1 設置する都市公園

## (1) 名称, 位置及び区域

名称	位置	区域	備考
雨ノ神公園	住吉本町2丁目	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	拡張

## (2) 供用開始の年月日

令和3年6月1日

## 神戸市公告第185号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元 喜造

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区見津が丘7丁目5番3

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区天満橋3丁目3番5号

中西金属工業株式会社

代表取締役 中西 竜雄

## 3 許可番号

令和3年4月1日 第7108号

## 神戸市公告第186号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元 喜造

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区弥栄台4丁目1番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

特定目的会社 竹芝

取締役 赤津 忠祐

## 3 許可番号

令和3年3月10日 第7101号

(変更許可 令和3年4月23日 第1445号)

### 神戸市公告第187号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

福祉医療システム運用保守業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市こども家庭局こども未来課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 日立システムズ関西支社

支社長 山村 陽一

大阪市北区堂島浜1丁目2番1号

5 随意契約に係る契約金額

57,096,600円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

### 神戸市公告第188号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元 喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福祉医療システム機器更新に伴うシステム改修業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市こども家庭局こども未来課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 日立システムズ関西支社  
支社長 山村 陽一  
大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
69,630,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由  
既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

#### 神戸市公告第189号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元 喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市長田区上池田三丁目1番2の一部、33番4,51番36の一部、51番51の一部、52番6,52番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市中央区大日通1丁目2番18号  
株式会社 マルハチエステート  
代表取締役 栗花 正雄
- 3 許可番号  
令和2年3月9日 第7020号  
(変更許可 令和2年12月11日 第1419号)

(変更許可 令和3年4月8日 第1443号)

---

### 神戸市公告第190号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市東灘区西岡本5丁目33番8, 33番8地先道路の一部, 32番地先道路の一部
  - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市中央区磯辺通4丁目2番22号  
大和ハウス工業株式会社 神戸支社  
支配人 斎藤 英男
  - 3 許可番号  
令和2年9月7日 第7060号
- 

### 神戸市公告第191号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市垂水区中道4丁目1番, 2番, 3番1, 3番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
明石市大久保町大窪497番地1  
関西住宅販売株式会社  
代表取締役 横野 修三
- 3 許可番号  
令和2年8月31日 第7057号  
変更許可番号  
令和3年5月10日 第1448号

## 水道局

## 神戸市水道告示第5号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

事業者			事業所		廃止年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
井上住設工業	東灘区魚崎西町4丁目11番24号	井上 剛史	井上住設工業	東灘区魚崎西町4丁目11番24号	令和3年5月30日

## 神戸市水道告示第6号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

事業者			事業所		指定年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
ミヤナガ建設	加古川市志方町細工所473番地	宮永 正三	ミヤナガ建設	加古川市志方町細工所473番地	令和3年5月31日
井上住設工業株式会社	東灘区魚崎西町4丁目11番24号	代表取締役 井上 剛史	井上住設工業株式会社	東灘区魚崎西町4丁目11番24号	令和3年5月31日
株式会社 cre 8tive works	明石市港町2番7号	代表取締役 岸田 充弘	株式会社 cre 8tive works	明石市港町2番7号	令和3年5月31日

**神戸市水道告示第7号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の再開の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

事業者			事業所		再開年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
株式会社ほうらい電気	加古川市平岡町中野684-6	長畑 順二	株式会社ほうらい電気	加古川市平岡町中野684-6	令和3年5月1日

**神戸市水道告示第8号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和3年6月1日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

事業者			事業所		廃止年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
加藤設備	尼崎市南武庫之荘3-1-7-501	加藤 裕二	加藤設備	尼崎市南武庫之荘3-1-7-501	令和3年5月6日

**神戸市水道公告第12号**

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月19日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

## 1 入札に付する事項

工事名	西舞子中層連絡管整備工事その2
工事場所	神戸市西区伊川谷町長坂
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	布設延長：φ150-42.0m，φ400-793.6m（開削部），-69.0m（PIP部）

	小口径泥水推進工：φ600-65.4m
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木AまたはB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	土木一般の総合点数が1080点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式</p>

である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。 $\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 10,000,000 \text{ (小数点第4位切捨て)}$

### 4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年5月19日（水）～6月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目令和3年6月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目令和3年6月3日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

### 8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

#### (1) 電子メールの場合

日 時	令和3年6月2日（水）午前9時～令和3年6月3日（木）午後3時
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

#### (2) 持参の場合



日 時	第1日目 令和3年6月2日(水) 午前9時～正午, 午後1時～午後5時 第2日目 令和3年6月3日(木) 午前9時～正午, 午後1時～午後3時
場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

## (3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒(様式は自由)に入れ,封筒の表に「技術資料在中」と朱書し,簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年6月3日(木)の午後5時までに,本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課(文書係)に到着していること。
あて先	契約監理課

## 9 開札予定日時及び方法

## (1) 入札価格の開札

日 時	令和3年6月4日(金) 午前10時30分を予定
方 法	開札後,開札結果に応じて,以下の通知書を電子入札システムにより発行するので,その内容を確認し,印刷,保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

## (2) 評価値による開札

日 時	令和3年6月11日(金) 午前10時30分を予定
方 法	開札後,開札結果に応じて,以下の通知書を電子入札システムにより発行するので,その内容を確認し,印刷,保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ,最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり,技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち,評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは,電子入札システムの抽選機能により,落札候補者を決定する。

## 11 入札保証金

神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水道監理規程第9号)第12条第2号の規定により免除します。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は,無効とします。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり,又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。  
 (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。  
 (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。  
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

監査委員会
-------

## 監査公表第2号

令和3年6月1日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	沖久正留

## 監査公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を令和3年5月21日に提出したので、公表します。

## 記

## 令和2年度財務定期監査(2)

文化スポーツ局、福祉局（保険年金関連）、区役所（保険年金関連）、  
 建設局、港湾局、区役所（総務部関連）、  
 内部統制、神戸市役所改革方針及び実施施策の取組状況 ---- 監査報告第1号

## 令和2年度財政援助団体等監査(2)

タイムズグループ共同事業体 ----- 監査報告第2号  
 日本管財株式会社 ----- 監査報告第3号  
 神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体 ----- 監査報告第4号

令和2年度工事定期監査及び出資団体工事監査(2)

企画調整局, こども家庭局, 建設局, 建築住宅局, 消防局,

神戸市道路公社, 神戸新交通株式会社 ----- 監査報告第5号

例月出納検査

令和2年10, 11, 12月分 ----- 検査報告第1号

